

中央区障害児相談支援事業所 運営費補助金

障害児相談支援事業所（中央区外も含む）を対象に、中央区民の障害児支援利用計画およびモニタリングの実績に応じて運営費の一部を補助します。

補助要件	① 区市町村より指定を受けた障害児相談支援事業所であること。ただし、国又は地方公共団体が運営する事業所は除く。 ② 中央区民に対し障害児支援利用援助（障害児支援利用計画）または継続障害児支援利用援助（モニタリング）を行うこと。 ③ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員および運営に関する基準を遵守していること。
補助内容	① 障害児支援利用援助（障害児支援利用計画） 20,000円/件 ② 継続障害児支援利用援助（モニタリング） 15,000円/件 ※ 中央区民に限ります。また、令和7年4月より前の分は対象外とします。
交付までの流れ	① 交付申請 ※毎年度、補助開始月の10日まで ＜提出書類＞ ・別記第1号様式 交付申請書 ・区市町村から交付を受けた指定(更新)通知書の写し ・運営規程 ・支払金口座振替登録依頼書 ※要代表者印 ・電話番号・メールアドレスが記載されたもの(名刺等) ※ 補助開始月は、当該年度における最初の中央区民の計画開始月またはモニタリング実施月とします。 ② 交付決定 ③ 請求 ※年4回に分けて支払いを行います。 ・第1回（4月～6月分）※7月10日まで ・第2回（7月～9月分）※10月10日まで ・第3回（10月～12月分）※1月10日まで ・第4回（1月～3月分）※4月10日まで ＜提出書類＞ ※請求時に、毎回提出してください。 ・別記第4号様式 請求書 ・障害児支援利用計画・モニタリング報告書の写し 等 ※ 10日が閉庁日の場合は、翌開庁日とします。

※ 申請書類等の様式のダウンロードは中央区ホームページをご覧ください。